

寄居町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年12月

(令和2年2月修正)

目 次

第1章 はじめに	3
1 背景	3
2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の改定	4
第2章 対策の基本方針	6
1 目的及び基本的な戦略	6
2 基本的な考え方	7
3 実施上の留意点	9
4 発生時の被害想定等	10
5 役割分担	12
6 発生段階	14
7 行動計画の主要6項目	16
8 発生段階別の主な対策と実施体制	21
9 対策実施体制図	22
第3章 発生段階別の対策	23
1 未発生期(国内・海外未発生)	23
(1)実施体制	
(2)情報提供・共有	
(3)まん延防止に関する措置	
(4)予防接種	
(5)医療	
(6)町民生活及び町民経済の安定の確保	
2 海外発生期	26
(1)実施体制	
(2)情報提供・共有	
(3)まん延防止に関する措置	
(4)予防接種	
(5)医療	
(6)町民生活及び町民経済の安定の確保	
3 国内発生期	28
(1)実施体制	
(2)情報提供・共有	
(3)まん延防止に関する措置	
(4)予防接種	
(5)医療	
(6)町民生活及び町民経済の安定の確保	

4 県内(町内)発生早期	31
(1)実施体制	
(2)情報提供・共有	
(3)まん延防止に関する措置	
(4)予防接種	
(5)医療	
(6)町民生活及び町民経済の安定の確保	
5 県内(町内)感染拡大期	35
(1)実施体制	
(2)情報提供・共有	
(3)まん延防止に関する措置	
(4)予防接種	
(5)医療	
(6)町民生活及び町民経済の安定の確保	
6 小康期	38
(1)実施体制	
(2)情報提供・共有	
(3)まん延防止に関する措置	
(4)予防接種	
(5)医療	
(6)町民生活及び町民経済の安定の確保	

参考資料

1 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	40
(1)実施体制	
(2)サーベイランス・情報収集	
(3)情報提供・共有	
(4)まん延防止に関する措置	
2 寄居町新型インフルエンザ等対策本部条例	41
3 用語解説	42

1 背景

毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスは、これまで10年から40年に1回程度、型が大きく変わっている。新しい型のインフルエンザウイルスが出現すると、多くの人が免疫を持っていないために世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が生じる可能性がある。

こうした状況の中で国は、平成17年11月、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に行うため、「WHO 世界インフルエンザ事前対策計画 (WHO Global Influenza Preparedness Plan)」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、各省庁や自治体が実施する具体的な対応策を定めた。埼玉県においても、同年11月に「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」が策定された。

その後、平成20年5月、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）」及び「検疫法」が改正され、平成21年2月には、その後の科学的知見を踏まえ、国の行動計画が抜本的に見直された。

こうした中、同年4月に新型インフルエンザ (A/H1N1) がメキシコで確認され、WHOは、同年6月警戒レベルをフェーズ6に引き上げて「世界的な大流行（パンデミック）」を宣言する事態となった。

我が国においても、同年5月に国内で初の新型インフルエンザ感染者が確認され、1年余で約2千万人がり患したと推計された。しかし、この新型インフルエンザ (A/H1N1) の特徴は季節性インフルエンザと類似する点が多く、その対応に当たり、国は行動計画等をそのまま適用するのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていくこととし、数次にわたり基本的対処方針やその運用指針等が示された。これに伴い、本町においても、平成21年9月に「寄居町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、国・県の指針等のもと、必要な対応を行ってきたところである。

この新型インフルエンザ (A/H1N1) は、病原性が季節性並みであったにもかかわらず一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫した状況が見られた。国及び県は、従前の行動計画における高病原性の新型インフルエンザへの対応に加え、重症度に応じた柔軟な対策が実施できるように行動計画を見直した。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の改定

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

平成25年4月13日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行された。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザだけでなく、感染力の強さから新型インフルエンザと同様な危険性が認められ、社会的影響が大きい新感染症が発生した場合も対象としており、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

特措法は、国・地方公共団体・指定（地方）公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等とあわせて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

(2) 行動計画の改定

平成25年6月7日に、国は特措法に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を策定した。

これを受けて、県は「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を策定し、県内各区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や県が実施する措置等を示している。

こうした状況のもと、本町においても、特措法における新型インフルエンザへの対処等を明らかにするため、県行動計画を踏まえ、現行の「寄居町新型インフルエンザ対策行動計画」を「寄居町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）に改定することとした。

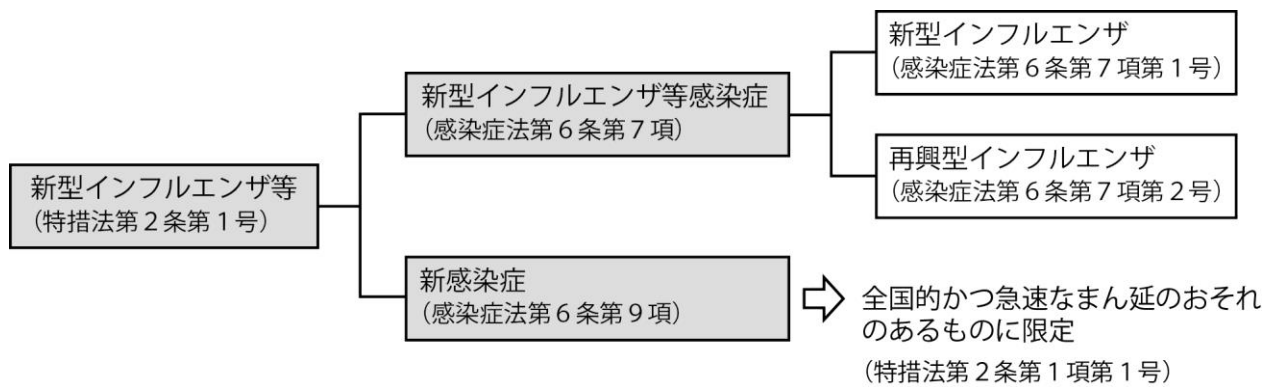
町行動計画は、町が実施する措置を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

(3) 行動計画の対象

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりとする。

ア) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



なお、鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したもの)は、特措法の対象ではないが、町行動計画に関連する事案として、参考資料「町内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

対象となる感染症	
新型インフルエンザ	人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的大かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのあるもの。
再興型インフルエンザ	かつて世界的に流行したインフルエンザであって、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的大かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのあるもの。
新感染症	感染症であって、既知の疾病と症状の結果が明らかに異なるもので、症状の程度が重篤であり、新型インフルエンザと同様に、まん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのあるもの。

(4) 行動計画の見直し

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取り入れや、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、政府行動計画及び県行動計画が見直された場合などは、必要に応じて町行動計画の変更を行うものとする。

第2章 対策の基本方針

1 目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することも不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や本町への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

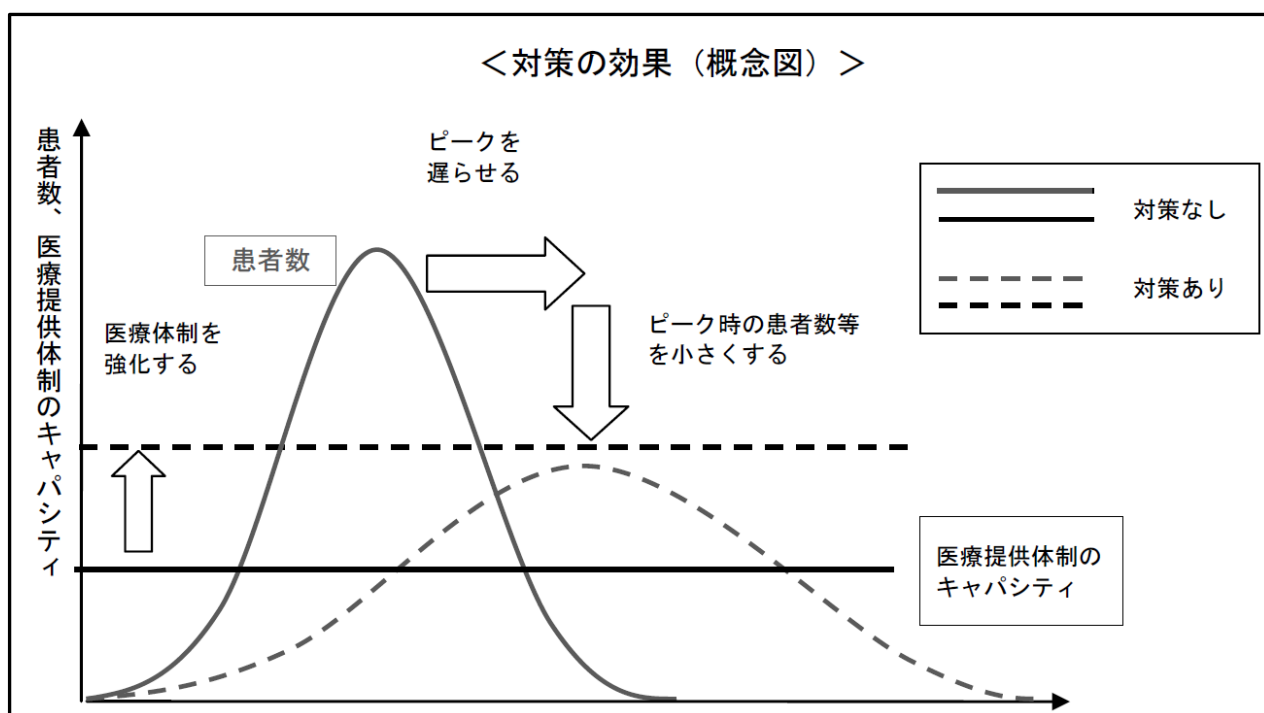
このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

（１）感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること

- ア）感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- イ）流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減するとともに、患者数が医療提供のキャパシティを超えないようにすることで患者が適切な医療を受けられるようにする。

（２）町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ア）地域での感染拡大防止対策等により、欠勤者（罹患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。
- イ）事業継続計画を作成し、実施することで、町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



2 基本的な考え方

(1) 対策の選択的实施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のパンデミックの経験等踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そのため、町行動計画は、国・県の行動計画と同様に病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特徴を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるように対策の選択肢を示すものとする。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、対策を講じる必要がある。国及び県と協調しながら、町行動計画に基づき実施すべき対策を選択し決定する。

(2) 戦略の基本的柱

ア) 発生前の準備

発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄やワクチンの接種体制の整備、町民に対するまん延防止対策の啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

イ) 海外発生段階の対策

海外で新型インフルエンザ等の発生を確認次第、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。国内や町内への病原体の侵入を防ぐことは不可能であることを前提にして対策を策定する。

ウ) 県内（町内）発生当初での感染拡大抑制

感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各対策を実施する。また、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する。

エ) 県内（町内）感染拡大期の対応

国や県、事業者等と連携して、医療の確保や町民生活・町民経済の維持のために最大限の努力を行う。また、社会が緊張し、様々な事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

オ) 対策の評価と見直しと柔軟な対応

国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を講じることが必要である。

また、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えること、状況の進展などに応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うことが必要であり、町としては、国及び県と協調しながら適宜必要な見直しを行う。

(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県による不要不急の外出自粛や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

このうち、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

(4) 町民一人ひとりによる感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町、指定（地方）公共機関等による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や、マスクや食料等必要物品の備蓄の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した際に対策を実施する場合においては、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することを基本とする。医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、寄居町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

特措法第36条第2項に基づき、町対策本部長は、県対策本部長に対して新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請し、相互の連携協力により新型インフルエンザ等対策に取り組む。

(4) 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成のうえ、適切に保存し、公表する。

4 発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの感染力や重症者の発生割合、社会環境等に左右されるものである。また、ウイルスの病原性の高さや発生の時期も含めると、発生前にその流行規模を予測することは難しい。

政府行動計画では、罹患率については、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定し、米国疾病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention, 以下「米国CDC」という。）により示された推計モデル（FluAid 2.0 著者 Meltzer ら、2000年7月）を用いて推計されている。

国が推計した流行規模を基に、本町における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次のとおりとなり、町行動計画でもこれを参考とする。

	寄居町		埼玉県		全国	
医療機関を受診する患者数	約 3,800 人 ～7,300 人		約 75 万人 ～約 140 万人		約 1,300 万人 ～約 2,500 万人	
入院患者の上限	中等度	重 度	中等度	重 度	中等度	重 度
	約 150 人	約 550 人	約 3 万人	約 11 万人	約 53 万人	約 200 万人
死亡者数の上限	中等度	重 度	中等度	重 度	中等度	重 度
	約 50 人	約 180 人	約 9,500 人	約 36,000 人	約 17 万人	約 64 万人

※ 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を 0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を 2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※ この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮されていない。

※ この推計は、今後も適宜見直すことがある。

また、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、町の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象となっている。

そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討のうえ実施する。なお、検討にあたっては今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつ、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(2) 社会・経済的影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定は数多く検討されているところであるが、以下のような影響が一つの例として挙げられる。

- ア) 町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークをつくりながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の期間欠勤し、治癒後（感染力が消失して）、職場に復帰する。
- イ) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、一般的に5%程度と言われているが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割を以下に示す。

(1) 国

地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・国際協力の推進に努める。

【新型インフルエンザ等発生前】

・「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進

【新型インフルエンザ等発生時】

- ・ 政府対策本部の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進
- ・ 医学・公衆衛生学等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施

(2) 県

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。

県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。

新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

【新型インフルエンザ等発生時】

- ・ 県対策本部等を設置
- ・ 政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携
- ・ 市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供
- ・ 地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進

(3) 町

住民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活を支援する。

【新型インフルエンザ等発生時】

- ・ 要援護者への支援等に関し主体的に対策を実施
- ・ 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と連携

(4) 医療機関

【新型インフルエンザ等発生前】

- ・ 新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策
- ・ 必要となる医療資器材の確保
- ・ 診療継続計画の策定
- ・ 地域における医療連携体制の整備

【新型インフルエンザ等患者発生時】

- ・ 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携
- ・ 発生状況に応じて医療を提供

(5) 指定（地方）公共機関
医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ又は知事が指定する者。 ・特措法に基づき業務計画を作成 【新型インフルエンザ等発生時】 ・新型インフルエンザ等対策を実施 ・国や県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施
(6) 登録事業者
医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者。 【新型インフルエンザ等発生時】 ・国の指示により臨時に予防接種を実施 ・事業活動の継続 ・発生前から、職場における感染対策の実施 ・重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施
(7) 一般の事業者
新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。 【新型インフルエンザ等発生時】 ・一部の事業を縮小 ・多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底
(8) 町民
日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。 【新型インフルエンザ等発生時】 ・発生の状況や実施されている対策等についての情報を入手 ・外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施

6 発生段階

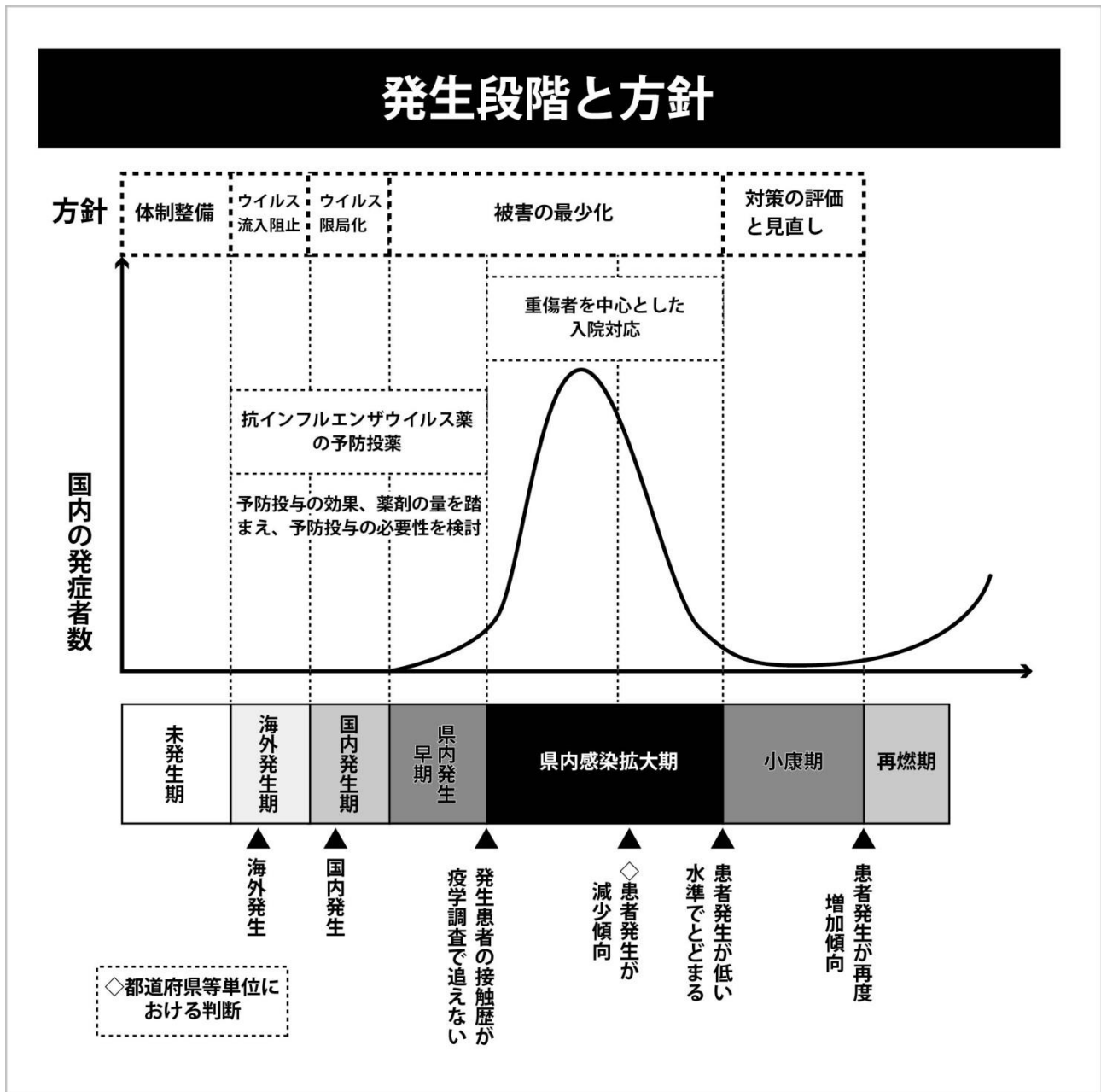
新型インフルエンザ等対策は、その発生状況等に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定し、各状況において迅速かつ的確な対応ができるよう、平時より対応方針を定めておく必要がある。

本町においても、国の発生段階に準じ、発生前から小康期まで6つの発生段階を設定し、発生段階に応じた対策を講じる。なお、発生段階の決定については、国及び県が実施(宣言)する発生段階の引き上げや引き下げに連動させて決定する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、及び緊急事態が宣言された場合には、対策の内容も変化することがある。

町行動計画における新型インフルエンザ等の発生区分

発生段階	発生の状況
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内(町内)発生早期	県内及び町内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内(町内)感染拡大期	県内及び町内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



7 行動計画の主要6項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) 情報提供・共有」、「(3) まん延防止に関する措置」、「(4) 予防接種」、「(5) 医療」、「(6) 町民生活及び町民経済の安定に関する措置」の主要6項目とする。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、そのウイルス病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、町全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要がある。

このため、町は、新型インフルエンザ等が発生する前から各関係部署と連携の上、横断的に事前準備の進捗状況を確認し、総合的かつ効果的な対策を推進する。また、町は県と相互に連携を図り一体となった取組を行う。

ア) 町対策本部の設置・運営

国内等で新型インフルエンザ等が発生し、特措法に基づく政府対策本部長による「緊急事態宣言」がされた場合は、寄居町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、町長を「本部長」とする町対策本部を設置する。本部長は必要に応じ、町対策本部の会議を招集し速やかに事案対応を行う。

① 組織

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	全ての課・局・室長、消防団長及び町長が指名する者

② 所掌事務

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に関すること。
- ・新型インフルエンザ等の感染防止及び町民生活の確保に関すること。
- ・新型インフルエンザ等の情報収集及び情報提供に関すること。
- ・職員の配置に関すること。
- ・関係機関等の連絡調整及び連携に関すること。
- ・その他新型インフルエンザ等対策に関する重要な事項の決定に関すること。

③ 事務局…健康福祉課及び総務課とする。

イ) 寄居町新型インフルエンザ等対策推進会議

新型インフルエンザ等未発生期であり、海外で新しい型のインフルエンザ感染が確認されているが人から人への感染は基本的にない段階においては、鳥インフルエンザの発生動向を把握し、新型インフルエンザ等発生に備えて全町的な体制を整備し、対策を総合的に推進するため、副町長を責任者とする寄居町新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「町対策推進会議」という。）を設置する。

新型インフルエンザ等対策は、町民に対する正確な情報提供、発生動向の把握、予防・診断・治療など、町として、関係各課との横断的な連携が求められるだけでなく、新型インフルエンザ等発生に備え、事前に対応を検討しておくことが非常に大切であるため、町行動計画を随時見直ししながら、町対策推進会議を中心に、全町的な体制を整備し、国及び県等と連携し、対策を総合的に推進する。

(2) 情報提供・共有

ア) 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策を推進するためには、危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者、一般事業者、町民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、国、県、町、医療機関、事業者、町民の間でのコミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ) 情報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、町ホームページや防災行政無線等複数の情報提供手段を確保し、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ) 発生前における町民等への情報提供

発生時の危機管理に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民、事業者等に提供する。こうした情報提供のもとに、発生した場合の新型インフルエンザ等対策について理解し、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらう上で重要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。

エ) 発生時における町民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行う。

また、発生段階や政府の対応に応じて、町長のコメントを発表し、感染対策の実施及び徹底等と呼びかける。

なお、町民に対する情報提供を行う手段として、町ホームページや防災行政無線等、長期の周知に関しては、広報「よりい」等を活用する。また、提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

【町長コメント】

発生段階	町長コメント	主な内容
海外発生期	新型インフルエンザ等発生宣言	・発生国への渡航者、帰国者への注意喚起、町民に対する感染予防策の呼びかけ
国内発生早期 (県内未発生期)	新型インフルエンザ等警戒宣言	・新型インフルエンザ等への注意喚起及び感染予防策の呼びかけ
県内(町内) 発生早期	新型インフルエンザ等流行警戒宣言	・新型インフルエンザ等への注意喚起及び感染予防策の呼びかけ
県内(町内) 感染拡大期	新型インフルエンザ等流行宣言	・感染対策の徹底の呼びかけ
国が本県を対象区域として緊急事態宣言を行った場合	新型インフルエンザ等緊急事態宣言	・不要不急の外出の控えることなど緊急事態宣言に関する措置の周知
小康期	新型インフルエンザ等流行終息宣言	・第2波の流行に備えた感染予防策の実施の呼びかけ

オ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図るため、町対策本部に情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次回の情報提供を活かしていくこととする。

(3) まん延防止に関する措置

ア) 個人における対策

未発生期から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る必要がある。

県からの要請に応じ、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行う。

イ) 地域・職場における対策

県内発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。県等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の利用者に対して使用制限の要請等を行う。

(4) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

【特定接種】

ア) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急性を認める場合に、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている者（以下、「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

また、新型インフルエンザ等発生時における接種に当たっては、国において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

イ) 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

【住民接種】

ア) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態が宣言されている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態が宣言されていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を町が行う。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類されるとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。なお、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国の動向を注視しながら、適格な対応を図る。

① 医学的ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 ・基礎疾患を有する者 ・妊婦
② 小児	1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む
③ 成人・若年者	
④ 高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置くが、緊急事態宣言がなされた場合、町民生活及び町民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し（特措法第46条第2項）、国の動向を踏まえながら的確に判断する。

イ）住民接種の接種体制

住民接種については、町を実施主体として、原則として集団的接種を実施するものとし接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

（５）医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、町は、熊谷保健所、深谷寄居医師会と連携を図りながら、県が行う医療体制の整備に協力する。

県において「新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）」、「帰国者・接触者相談センター」が設置された場合、町においても、その周知を図る等の協力を行う。

（６）町民生活及び町民経済の安定の確保

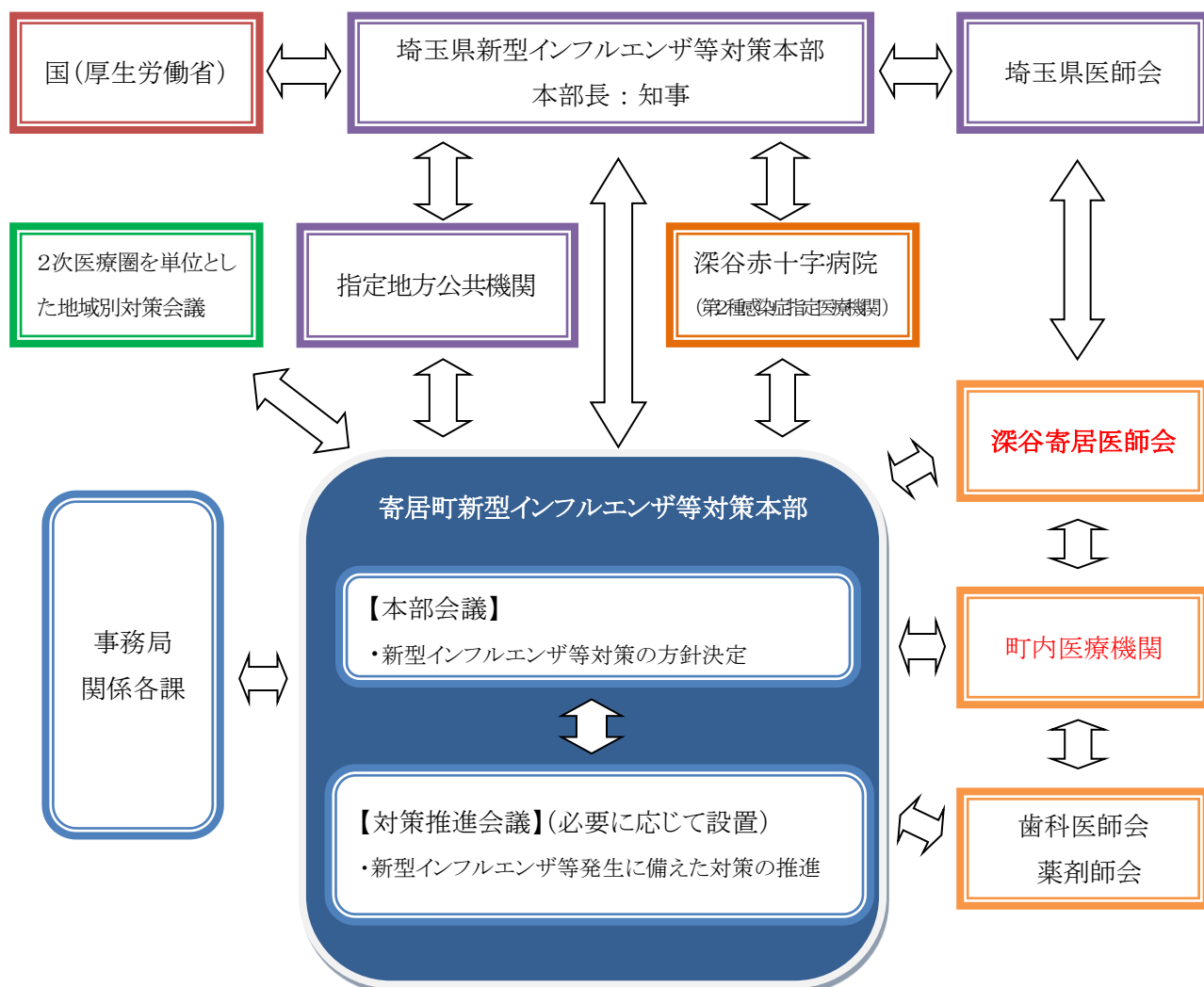
一人暮らしや夫婦のみの要介護の高齢者世帯や障害者世帯等の要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立化し、生活を維持することが困難になることが予想される。このため、日頃から関係部署、地域の様々な関係機関や関係団体等と連携して、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築するとともに、まん延時には、日頃の見守り情報を最大限に活用し、適切な支援につなげられるように対策を検討する。

8 発生段階別の主な対策と実施体制

発生段階	主な対策	実施体制
未発生期	① 町行動計画、業務継続計画の策定 ② 相談窓口の体制整備 ③ 町民に対し基本的な感染対策 ④ 特定接種、住民接種の接種体制の構築 ⑤ 物資供給の要請、備蓄	寄居町新型インフルエンザ等対策本部 (本部会議・対策推進会議)
海外発生期	① 町対策本部設置に向けた準備 ② 相談窓口の設置 ③ 町ホームページ等で情報提供 ④ 特定接種の開始、住民接種の準備 ⑤ 要援護者への支援	
国内発生早期	① 町対策本部の設置 ② 相談窓口の体制強化 ③ 施設の使用制限の協力 ④ 住民接種の開始 ⑤ 食料品、生活必需品の適切な購入の呼びかけ	
県内(町内)発生期	① 「流行警戒宣言」を発令 ② 町ホームページなどで情報提供 ③ 手洗い、咳エチケット等の勧奨 ④ 住民接種の継続 ⑤ 食料品・生活必需品の確保及び配布	
県内(町内)感染拡大期	① 「流行宣言」の発令 ② 公共施設の閉鎖及び学校等の臨時休業 ③ 新臨時接種を実施 ④ 在宅の高齢者、障害者に対する生活支援 ⑤ 広域火葬の応援・要請	
小康期	① 対策方針の見直し、縮小 ② 国、県との情報共有の維持 ③ 相談窓口の縮小 ④ 第二波に備えた住民接種の継続 ⑤ 町民に買占め、売り惜しみが生じないように要請等	

9 対策実施体制図

発生時の体制



第3章 発生段階別の対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、町は、国の定める「基本的対処方針」に基づき、県の対処方針を踏まえ、新型インフルエンザ等対策を実施することから、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、国のガイドライン等によることとする。

1 未発生期（国内・海外未発生）

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

■ 目的

発生に備えて体制の整備を行う。

■ 対策の考え方

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、国・県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

（１）実施体制

対 策	主な担当
・特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画を作成し、必要に応じて見直していく。	健康福祉課 総務課 関係各課
・新型インフルエンザ等発生時の対策の整備・強化をするために、初動対応にあたる体制の確立や発生時に備えた業務継続計画の策定を進める。	
・新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対策を定めたマニュアル等を作成する。	
・埼玉県、他市町村、 深谷寄居医師会 及び町内医療機関、指定公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練の実施に努める。	

(2) 情報提供・共有	
対 策	主な担当
・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。	健康福祉課 総務課 関係各課
・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。	
・発生前から情報収集・情報提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。	
・町行動計画を周知する。	
・新型インフルエンザ等発生時には県と連携する。発生状況に応じた町民への情報提供の内容・時期・媒体について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。	
・一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供するとともに、情報の受け取り手の反応や必要としている情報の把握に努め、更なる情報提供に活かす体制を構築する。	
・新型インフルエンザ等発生時に町民からの様々な相談に応じるため、「新型インフルエンザ等相談窓口」を迅速に設置する準備を進める。	
・庁舎及び公共施設において、感染防止・拡大防止策を周知する。	

(3) まん延防止に関する措置	
対 策	主な担当
・町民に対し、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。	健康福祉課

(4) 予防接種	
対 策	主な担当
【特定接種】 ・国が行う登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力をする。また、国の要請に基づき、町職員等に対し、特定接種が速やかに実施できるように接種体制を構築する。	健康福祉課
【住民接種】 ・国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第1項又は第3項に基づき、本町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。 ・円滑な接種の実施のため、国及び県の技術的な支援を得ながら、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本町以外の市町村における接種を可能にするように努める。 ・本町は、速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、国、県、 深谷寄居医師会 、学校関係者等と協力し、接種に係る医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種対象者に応じた接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。	健康福祉課

(5) 医療	
対 策	主な担当
・県が行う地域の実情に応じた医療体制整備の推進に対し情報を把握し、必要に応じて協力する。	健康福祉課

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保	
対 策	主な担当
・まん延時における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的な手続きを決めておく。	健康福祉課 関係各課
・県と連携し火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備に協力する。	
・県とともに新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。この場合、特措法第11条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は、兼ねることができるものとする。	健康福祉課 総務課 自治防災課

2 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

■ 目的

国内発生に備えて体制の整備を行う。

■ 対策の考え方

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 国が積極的に収集する、国際的な連携による海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を把握する。
- 3) 万一、県内で発生した場合に早期に発見できるよう、情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。

(1) 実施体制

対 策	主な担当
・町は海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、町新型インフルエンザ等対策推進会議等を通して、情報収集や協議を行い、町対策本部設置に向けた準備等を進める。	健康福祉課 総務課

(2) 情報提供・共有

対 策	主な担当
・国及び県が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努める。また地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について、町ホームページ等複数の媒体を活用し、分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。	健康福祉課
・県が設置した国、市町村、他の都道府県、関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を行う問合せ窓口を利用するなどして、国や関係機関等と情報共有を行う。	健康福祉課 自治防災課
・他の公衆衛生業務に支障を来さないように、町民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供を努める。また、新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について検討する。	健康福祉課
・相談窓口寄せられる問合せ等の内容を踏まえ、町民等がどのような情報を必要としているか把握する。	健康福祉課

(3) まん延防止に関する措置	
対 策	主な担当
・マスクの着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように促す。	健康福祉課
・国、県から依頼があった場合には、町内の各学校等に対し、新型インフルエンザ等の発生国に滞在・留学している邦人に感染対策や感染が疑われた場合の対応等について周知する。	関係各課
・町庁舎及び公民館・小中学校等の公共施設において、感染対策を検討する。	関係各課
・公共交通機関における感染対策等に関する連絡・調整を行う。	都市計画課

(4) 予防接種	
対 策	主な担当
・ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。	健康福祉課
【特定接種】 ・国、県と連携し、集団的な接種を基本とし、職員の対象者に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。	
【住民接種】 ・国、県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。 ・国の要請により、全町民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制がとれるよう準備を進める。	

(5) 医療	
対 策	主な担当
・町は、県が設置する帰国者・接触者相談センターの設置状況を把握し、発生国からの帰国者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて専用外来を受診するよう周知する。	健康福祉課

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保	
対 策	主な担当
・県の要請を受け、職員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行う。	関係各課
・県からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるように準備を行う。	生活環境エコタウン課

3 国内発生期
・本県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態。
■ 目的 県内(町内)発生に備えて体制の整備を強化する。
■ 対策の考え方 1)国内で発生した場合の状況等により国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、県と協力し積極的な感染対策等を行う。 2)医療体制や感染対策について周知し、町民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。 3)国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国、県が集約した国内外の情報を医療機関等に提供する。 4)県内(町内)での発生及び県内(町内)感染拡大期への移行に備えて、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 5)住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 6)状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制	
対 策	主な担当
・町新型インフルエンザ等対策推進会議等を開催し、全庁的な対応体制の強化に努める。また、国や県からの情報提供により、町対策本部の設置を検討する。	健康福祉課 総務課
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 ・町は、政府対策本部が本県を区域として緊急事態宣言をしたときは、特措法第34条に基づき町対策本部を直ちに設置する。	

(2) 情報提供・共有	
対 策	主な担当
・町は、必要に応じ町長コメント等により町民に対する注意喚起・情報提供を行う。	総務課
・国や県などが示した新型インフルエンザ等患者の発生状況と必要となる対策、公共交通機関の運行状況等を、町ホームページ等複数の媒体を活用し、分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。	健康福祉課 都市計画課
・相談窓口において、町民からの相談に応じる。また、相談の問い合わせ状況に応じ、対応時間や体制の拡充を検討する。	健康福祉課
【緊急事態宣言がされた場合の措置】 ・町長は必要に応じ、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行い、緊急事態宣言に関する措置について町民に周知する。	総務課

(3) まん延防止に関する措置	
対 策	主な担当
・マスクの着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように促す。	健康福祉課
・町庁舎及び公民館・小中学校等の公共施設において、感染対策を実施する。	関係各課
・公共交通機関における感染対策等に関する連絡・調整を行う。	都市計画課
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 ・県が特措法第45条第1項に基づき、県民に対する外出自粛の要請があった場合には、町は、町民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。また、町民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を協力する。	健康福祉課 総務課
・県が特措法第45条第2項に基づき、学校、保育園等に対し、施設の使用制限の要請があった場合には、町は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。	関係各課
・県が特措法第24条第9項に基づき、学校、保育園等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請があった場合には、町は関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。	

(4) 予防接種	
対 策	主な担当
国、県と連携し、集団的な接種を基本とし、職員の対象者に対し、本人の同意を得て引き続き特定接種を行う。	健康福祉課
・国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。	
・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、町民周知を図るとともに 深谷寄居医師会 や関係機関の協力を得て、接種を開始し、接種に関する情報を国及び県に情報提供する。	
・接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健所、学校等の公的施設を活用するほか、医療機関に委託すること等により、接種会場を確保し、原則として、町内居住者を対象に集団的接種を行う。	
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 ・町は、住民に対する予防接種について、国は基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。	健康福祉課

(5) 医療	
対 策	主な担当
・海外発生期に引き続き、県が設置する帰国者・接触者相談センターの設置状況を把握し、発生国からの帰国者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて専用外来を受診するよう周知する。	健康福祉課
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 ・県からの要請に対して、必要に応じて協力していく。	

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保	
対 策	主な担当
・町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって、消費者として適切な行動を呼びかける。	関係各課
・新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者については、患者や医療機関から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。	健康福祉課
・国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。	生活環境エコタウン課
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 ・町は、県とともに、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者・団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口を設置する。	商工観光課

4 県内（町内）発生早期

・県内（町内）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

■ 目的

- 1) 県内（町内）での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 感染拡大に備え体制を強化する。

■ 対策の考え方

- 1) 県内（町内）発生早期には積極的な感染拡大防止策を講じる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知するとともに、町民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 4) 感染の拡大に備え、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備を進める。
- 5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 6) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

（１）実施体制

対 策	主な担当
町は、県内（町内）において新型インフルエンザ等が発生した場合には、町対策推進会議を開催し、全庁的な対応体制の強化に努める。	健康福祉課 総務課
【緊急事態宣言がされている場合の措置】	
・町は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第 34 条に基づき町対策本部を直ちに設置する。	
・町または県が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。	
・町対策本部は、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。	

(2) 情報提供・共有	
対 策	主な担当
・町長が新型インフルエンザへの注意喚起及び感染対策の実施を呼びかける。	総務課
・国や県等が発信する新型インフルエンザ等患者の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について、町ホームページ等の媒体を活用し、分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。	健康福祉課 都市計画課
・相談窓口において、町民からの相談に応じる。	健康福祉課 総務課 自治防災課
・相談の問合せ状況に応じ、対応時間や体制の拡充を検討する。	
・国が設置した地方公共団体等との問合せ窓口を利用するなどして、国、県や関係機関等と情報共有を行う。	
【緊急事態が宣言されている場合の措置】 町長は、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行い、緊急事態宣言に関する措置について町民に周知する。	総務課

(3) まん延防止に関する措置	
対 策	主な担当
・マスクの着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように促す。	健康福祉課 関係各課
・町庁舎及び公民館・小中学校等の公共施設において、感染対策を実施する。	
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 県内の区域が指定された場合には、緊急事態宣言がされていない場合の措置に加え、以下の対策を行う。	
・学校、保育園等に対しての特措法第45条第2項に基づく県の施設の使用制限の要請・指示に協力する。	教育総務課 子育て支援課
・学校、保育園以外の施設に対しての特措法第24条第9項に基づく県の感染予防の徹底の要請・指示に協力する。	関係各課
・学校、保育園以外の施設に対しての特措法第45条第2項に基づく県の感染予防の徹底及び施設の使用制限の要請・指示に協力する。	
・特措法第45条第1項に基づき県知事の定める区域とされた場合、町民に対し、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を周知する。	健康福祉課 総務課

(4) 予防接種	
対 策	主な担当
・国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。	健康福祉課
・ワクチン供給が可能になり次第、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。	
・国等から指示があった場合には、予防接種に関するモニタリングを行うとともに、副反応等の情報提供を行う。	
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 町は、住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。	

(5) 医療	
対 策	主な担当
・国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者の支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。	健康福祉課
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 ・県からの要請に対して、必要に応じて協力していく。	

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保	
対 策	主な担当
・町民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって、消費者として適切な行動を呼びかける。	関係各課
・県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を用いて、町内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、円滑な火葬が実施でききるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。	生活環境エコタウン課
・町域での火葬を行うことが困難と判断されるときは、遺体を一時的に安置するための臨時遺体安置所を確保するとともに、他の市町村及び近隣県に広域火葬の応援・協力の要請を検討する。	生活環境エコタウン課 関係各課
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 ・県とともに、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。	商工観光課
・県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。	商工観光課 総務課
・県からの要請を受けて、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。	健康福祉課

5 県内（町内）感染拡大期

・県内（町内）で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

■ 目的

- 1) 健康被害を最小限に抑える。
- 2) 町民生活・町民経済への影響を最小限に抑える。

■ 対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- 2) 県内（町内）での発生状況に応じ、実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、町民一人一人がとるべき行動について、分かりやすく説明するため、積極的な情報提供をおこなう。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数なるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

（１）実施体制

対 策	主な担当
・町は、国や県の基本的対処方針の変更を受けて、町対策本部において基本的対処方針を変更し、対応体制を決定する。	健康福祉課 総務課
【緊急事態宣言がされている場合】 ・町は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき町対策本部を直ちに設置する。	
・町対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。	

(2) 情報提供・共有	
対 策	主な担当
・町長コメント等により、町民に対し、新型インフルエンザ等が町内で急速にまん延するおそれがあるため、厳重な警戒を呼び掛ける。	総務課
・町民等に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内及び県内の発生状況と具体的な対策等を分かりやすく情報提供する。	健康福祉課 総務課 関係各課
・特に町民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また社会活動の状況についても、情報提供する。	
・国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。	健康福祉課 都市計画課
・国、県から受けた状況の変化に応じたQ&Aの改訂版に基づき、相談窓口等の体制を継続する。	健康福祉課
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 ・町長は、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行い、緊急事態宣言に関する措置について町民に周知する。	総務課

(3) まん延防止に関する措置	
対 策	主な担当
・マスクの着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように促す。	健康福祉課 関係各課
・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、県が行う学校保健安全法等に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者への要請に協力する。	教育総務課 子育て支援課

(4) 予防接種	
対 策	主な担当
・予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。	健康福祉課
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 ・住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。	

(5) 医療	
対 策	主な担当
・国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者の支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者の対応を行う。	健康福祉課
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、県が必要に応じて行う臨時の医療対策に関し、必要な協力を行う。	

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保	
対 策	主な担当
・町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。	関係各課
・県と連携して、手袋、マスク等を用いて、町内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、円滑な火葬が実施できるように努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。	生活環境エコタウン課
・町域での火葬を行うことが困難と判断されるときは、遺体の一時的に安置するための臨時遺体安置所を確保するとともに、他の市町村及び近隣県に広域火葬の応援・協力の要請を検討する。	生活環境エコタウン課 関係各課
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 ・町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。	商工観光課
・県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。	商工観光課 総務課
・国及び県の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)搬送、死亡時の対応等を行う。	健康福祉課

6 小康期
・新型インフルエンザ等患者が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・大流行はいったん終息している状況。
■ 目的 町民生活・町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
■ 対策の考え方 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制	
対 策	主な担当
・国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び措置の縮小・中止など小康期の対処方針を公示した場合にはその対応を行う。	健康福祉課 総務課
・国の緊急事態解除宣言がされた場合には、国・県内における新型インフルエンザ等患者の発生状況などに応じて、町対策本部を解散する。	
・これまでの各段階における対策に関する評価を行い、これを踏まえ、必要に応じて、町行動計画、マニュアル等の見直しを行う。	

(2) 情報提供・共有	
対 策	主な担当
・町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。	健康福祉課 総務課 自治防災課
・町民から相談窓口等に寄せられた問合せ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。	
・国、県、関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。	
・相談窓口等の体制を縮小する。	

(3) まん延防止に関する措置	
対 策	主な担当
・県が、学校等における臨時休業、集会・外出の自粛等の公衆衛生対策を行っていた場合、それらの中止について検討し、周知する。	関係各課
・県が、事業者において縮小・中止していた業務がある場合、それらの再開について、周知する。	商工観光課

(4) 予防接種	
対 策	主な担当
・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項にもとづく新臨時接種を進める。	健康福祉課
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 ・国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。	

(5) 医療	
対 策	主な担当
・県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すように協力する。	健康福祉課
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 ・県内(町内)発生早期又は、県内(町内)感染拡大期に講じた措置を適宜縮小・中止する。	

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保	
対 策	主な担当
・町民に対し、国の呼びかけに応じ、食料品、生活必需品等の購入については、消費者として適切な行動を呼びかける。	関係各課
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 ・町は、国及び県等と連携し、町内の状況等を踏まえ、対策の合理性がみとめられなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。	健康福祉課 総務課

参考 町内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥からヒトに感染している例は多く見られている。人から人へ持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

●実施体制	
対 策	主な担当
・鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて、寄居町新型インフルエンザ等対策推進会議を開催し、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議し、決定する。	健康福祉課 総務課 農林課

●サーベイランス・情報収集	
対 策	主な担当
・鳥インフルエンザに関する国内外の情報を、インターネット等により収集する。情報を得た場合には、速やかに関係部署に伝達する。	健康福祉課 総務課 農林課
・鳥インフルエンザの人や動物での発生・防疫措置状況について、国・県等と情報交換を行い、連携して対応にあたる。	

●情報提供・共有	
対 策	主な担当
・県(町)内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合は、県と連携し、発生状況及び対策について、町民に積極的な情報提供を行う。	健康福祉課 総務課

●予防・まん延防止	
対 策	主な担当
・家禽に鳥インフルエンザが発生した場合には、県との連携を密にし、具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家禽等の移動制限等)の実施に協力する。	農林課

寄居町新型インフルエンザ等対策本部条例

制定 平成26年6月20日 条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、寄居町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

用語解説

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）に紹介するための相談センター。県民からの一般的な問合せに対応する「相談窓口」とは異なる。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

特措法第32条第1項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された場合は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

○ 新感染症

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 新型インフルエンザ等専用外来

政府行動計画では「帰国者・接触者外来」といい、本県での呼称が「新型インフルエンザ等専用外来」。

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来である。

県及び保健所設置市が、地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。新型インフルエンザ等専用外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 相談窓口

県や市町村が、県民（市町村民）からの一般的な問合せに対応する窓口。海外発生期から設置し、県民（市町村民）に対して適切な情報提供を行い、疾患に関する相談や生活相談等（特に市町村）広範な内容にも対応する。

○ 致命率

流行期間中に、その疾病（ここでは新型インフルエンザ等）にり患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症で、このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、それがH5 N1亜型であれば二類感染症、H7 N9亜型であれば指定感染症、それ以外であれば四類感染症として扱われる。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ リ患率 (Attack Rate) *政府行動計画では「発病率」

流行期間中にその疾病にり患した者の人口当たりの発生割合。発病率と同義。新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザにり患した者の割合。